

横浜市家庭防災員要綱の運用

制 定 平成15年 5 月19日（消予第 14号）

最近改正 令和 5 年 3 月30日（消予第1109号）

1 運用

(1) 制度の意義（第2条関係）

本制度の意義について、市民に対し回覧、掲示、ホームページ等の広報により情報提供に努めるとともに、自治会・町内会に対し、様々な機会を通じて説明することとします。

(2) 募集方法（第3条関係）

ア 募集方法については、自治会町内会の実情に応じて柔軟な対応ができることとします。

イ 署長は、研修受講者の氏名、住所、電話番号、地区連合町内会名、自治会町内会名を取りまとめ、消防業務支援システムにより管理することとします。

ウ 募集に関する事務の流れは、別添1のとおりとします。

(3) 修了証等（第4条関係）

ア 修了証は、第3号様式によることとします。

イ 家庭防災員が高齢やその他の理由により、研修等の案内が不要との要望があった場合は、その意向に沿った対応をとることとします。

(4) 研修内容（第5条関係）

研修の区分内容については、別添2「家庭防災員研修カリキュラム」によることとします。研修内容は、時代のニーズや災害状況、研修受講者の意見などを各区の実情を反映させたものとし、各区の実情により、研修区分の組み合わせなどを可能とします。

この場合において、署長は次のことに留意し、実施することとします。

ア 研修は、できる限り全員が受講できるようその実施にあたっては、研修受講者の意見や要望を求め、これらを最大限取り入れることとします。

イ 参加しやすい研修とするため、土曜日、日曜日及び夜間及びの開催について配慮することとします。

ウ 研修の実施にあたっては、消防局及び各消防署ホームページなどに研修計画を掲載するなど、広く情報提供に努めることとします。

エ 研修期間は1年としますが、引き続き参加の意思がある場合は、次年度以降の受講も可能とします。

オ 署長は、研修を修了した家庭防災員に対して、さらに知識、技術等を高めるため、スキルアップ研修を実施することとします。

(5) 自主活動（第6条関係）

ア 自主活動は研修修了者に限らず参加できることとします。

イ 自主活動の実施にあたっては、原則として署所単位を基本とし、状況により複数の消防出張所、消防署一括で支援を実施することも可とします。

(6) 地区連合町内会長との連携（第 8 条関係）

地区連合町内会長及び自治会町内会長と連携を図りながら、機会をとらえ本制度の趣旨説明等を行うなど、制度の意義の徹底を図ることとします。特に、研修案内時及び自治会町内会長の交代時においては、十分に留意することとします。

(7) 家庭防災員との連絡体制（第 9 条関係）

地区連絡員及び代表連絡員など、代表者の名称にあつては各消防署の実情に沿ったこととします。

(8) 家庭防災員情報の管理（第 14 条関係）

ア 自治会町内会長から、家庭防災員に関する情報の提供を求められた場合には、家庭防災員の同意を得たうえで、情報を提供することとします。

イ 情報提供する際は、必要最小限の情報とし、個人情報取扱いの諸注意（必要な利用目的以外の使用禁止）を説明するとともに、直接手渡しすることとします。

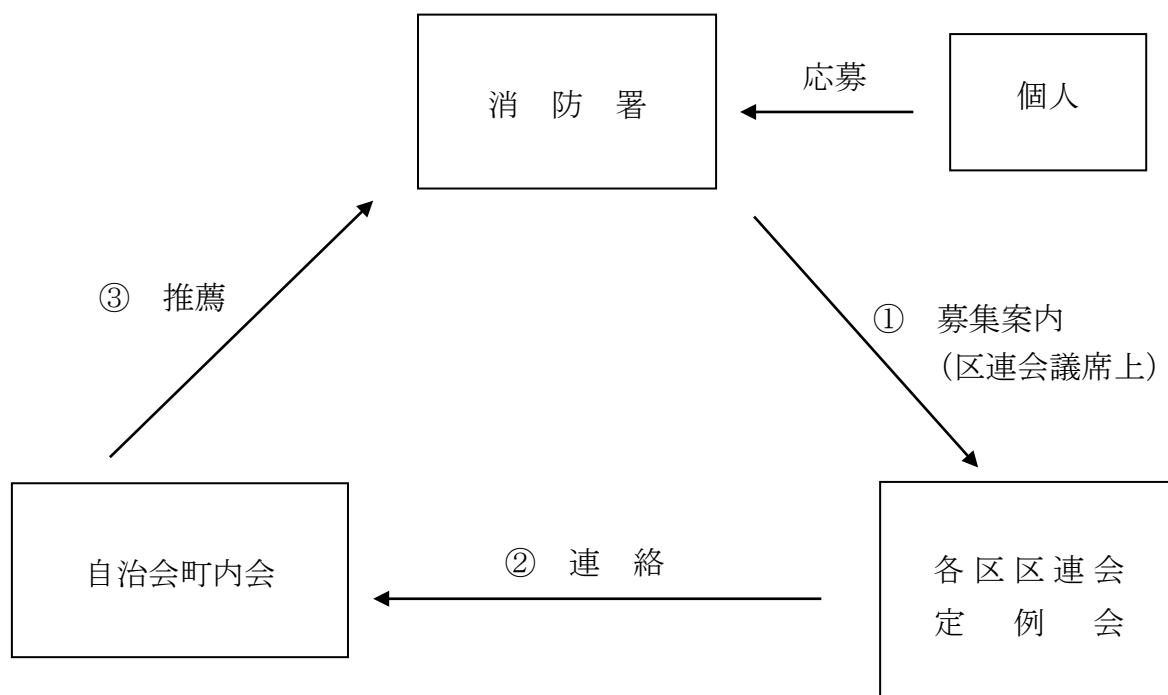
ウ 研修受講者に対しては研修の機会をとらえ、個人情報について、修了証の作成、研修案内などの利用目的以外に使用しないことを説明することとします。

エ 自主活動の実施にあたり、参加者を呼びかけるために家庭防災員情報の提供を求められた場合は、個人情報取扱いの視点から提供できないことを説明することとします。

2 報告（第 3 条第 5 条関係）

研修受講者の受講状況及び自主活動の実施状況については、翌月 10 日までに消防業務支援システムに入力することとします。

募 集 フ ロ ー



家庭防災員研修カリキュラム

区分	内容	研修実施場所
防火研修	住宅防火対策	消防署が指定する場所
	通報と避難	
	初期消火	
救急研修	救急のしくみ	
	応急手当	
	救命処置要領	
	予防救急	
地震研修	地震の知識	
	地震への備え	
	地震時の対応	
	地震の事例と教訓	
風水害研修	風水害・土砂災害の知識	
	風水害・土砂災害への備え	
	風水害・土砂災害への対応	
	風水害・土砂災害の事例と教訓	
災害図上訓練 (DIG) 研修	災害図上訓練 (DIG)	

選択制

スキルアップ 研 修	各区の実情・家庭防災員の要望に応じたステップアップのためのカリキュラム	消防署が指定する場所
---------------	-------------------------------------	------------

自主活動

防災にかかる研修、訓練、調査活動などの個人またはグループの自主的な活動 【例】 ・震災対策防災講演会と意見交換会 等 ・初期消火訓練 等 ・地域防災マップの作成と意見発表会 等	各地域
---	-----

※ 研修受講者等のニーズに合わせて、各区の実情を反映させた内容とします。

※ 各区の実情により研修区分の組み合わせなどを可能とします。

※ 上表の研修区分ごとの時間は目安であり、必要に応じて増減することができます。

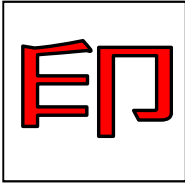
【 表 面 】

家庭防災員研修修了証

あなたは、家庭防災員の研修を修了されたので
これを証します。

横浜市長

修了番号
氏 名



【 裏 面 】

家庭防災員研修受講記録

	防 火	救 急	地震	風水害	災害図上訓練 (DIG)
受講日					
スキルアップ研修			受 講 日		